

# 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

日時：令和2年10月30日（金）午前10時30分～

場所：都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 諮 問

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案

「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案

#### 2 受理報告

#### 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案について

資料2 「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

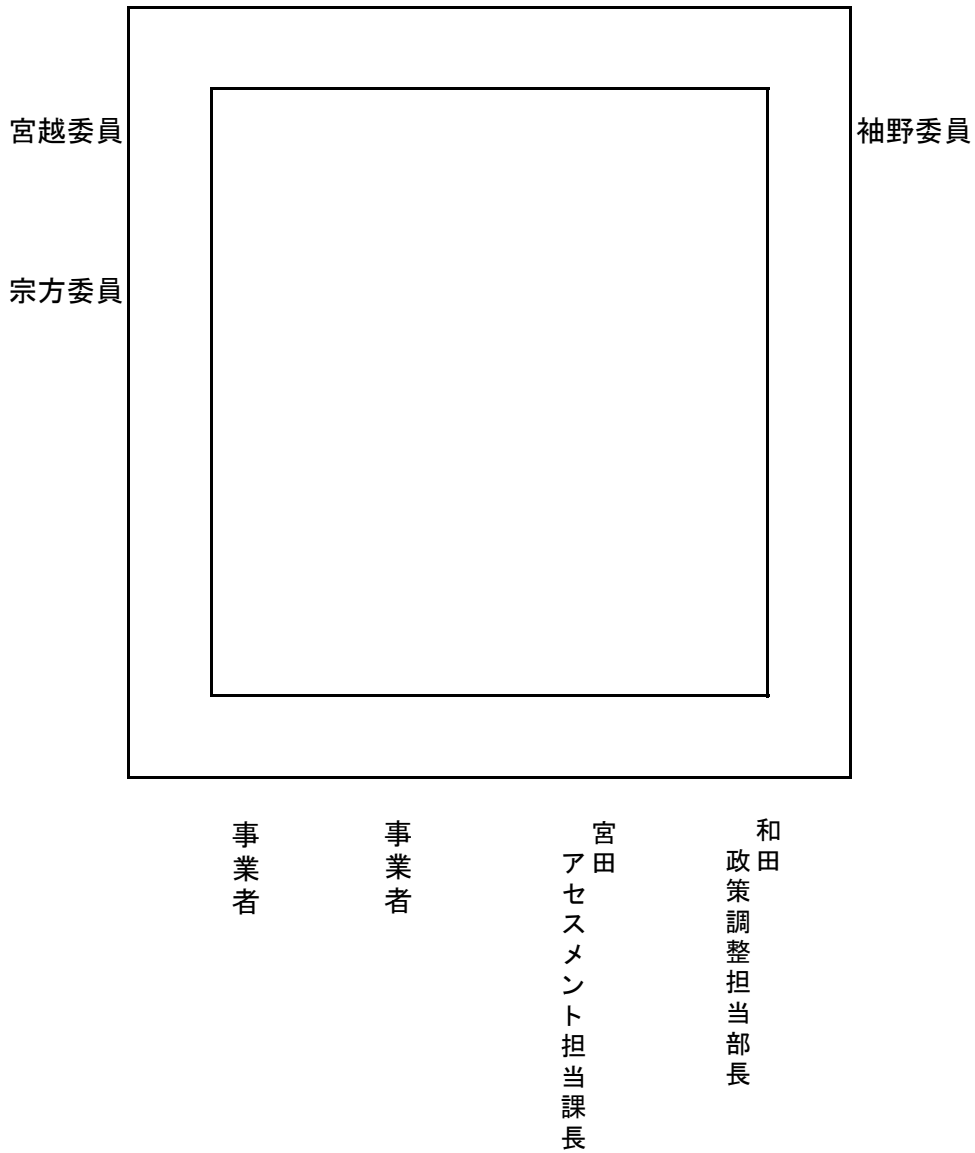
令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 座席配置

日時：令和2年10月30日（金）午前10時30分～

場所：都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

第二  
坂本  
部会  
委員  
長

審議  
柳会  
会会  
委員  
長



【テレビ会議による出席者】

第一部会長 齊藤委員

荒井委員 池邊委員 池本委員 日下委員 玄委員 小堀委員

高橋委員 堤委員 寺島委員 平林委員 森川委員 保高委員 (13名)

資料 1

2 環 総 政 第 3 0 4 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 2 年 10 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 513 号 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」  
環境影響評価書案

資料 2

2 環 総 政 第 3 2 1 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 2 年 10 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 514 号 「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案

## 受 理 報 告 (10 月)

| 区 分       | 対 象 事 業 名 称                                   | 受 理 年 月 日       |
|-----------|---|-----------------|
| 1 環境影響評価書 | 立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業 | 令和 2 年 9 月 7 日  |
| 2 事後調査報告書 | (仮称) 四谷駅前地区市街地再開発事業（工事の施行中その 3）               | 令和 2 年 9 月 8 日  |
|           | 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その 1）              | 令和 2 年 9 月 16 日 |
|           | 豊洲新市場建設事業（千客万来施設の工事の施行中その 1）                  | 令和 2 年 9 月 25 日 |
| 3 完 了 届   | (仮称) T G M M 芝浦プロジェクト                         | 令和 2 年 8 月 31 日 |

受 理 年 月 日  
令和2年9月7日

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線  
(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

| 項 目   | 環境影響評価書案審査意見書の内容   | 環境影響評価書の記載内容                                      |
|-------|--|---|
| 騒音・振動 | 自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足しているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。 | 環境保全のための措置について、分かりやすく図などを追記した。<br>(P13, 109, 125) |
| 景 観   | 計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。                   | 環境保全のための措置として、樹木の維持管理について追記した。(P154)              |

## 9月 受理報告に係る助言事項一覧 (事業者回答)

報告年月日：令和2年9月30日

### ■事後調査報告書

事業名：一般国道16号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その13）

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

| 項目    | 助言事項 | 事業者回答   |
|-------|------|---|
| 騒音・振動 | 1    | <p>毎正時から10分の測定を行っていますが、工事機械は稼働状態によって騒音振動が大きく異なるように感じます。適切に対象工事の騒音振動をとらえていると考えられるのでしょうか？</p>                                 |
|       |      | <p>測定は毎正時10分だけではなく連続測定しております。全ての時間帯で測定値は同じ傾向であったため、毎正時10分の報告と致しました。</p> <p>今後は連続測定であることを明記し、1時間の最大値をその時間帯の測定値として記載致します。</p> |

### ■事後調査報告書

事業名：三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線（三鷹市野崎～武蔵野市関前間）建設事業（工事の施行中その9）

事業者名：東京都

| 項目    | 助言事項 | 事業者回答   |
|-------|------|---|
| 騒音・振動 | 1    | <p>暫定供用については計画時には含まれていませんでしたが、想定以上に用地取得が難航した箇所があったため、4車線の道路を築造できず工期が長期化していました。そのような中、周辺住民からの早期事業効果発現（周辺道路の渋滞緩和や地域の安全性向上など）を望む声に応えるため2車線暫定供用のための整備を行なった経緯があり、事前の予測は困難でありました。</p>   |
| 騒音・振動 | 2    | <p>予測時と異なる建設機械を使用した理由は、計画時に十分予測できた状況のように見受けられますが、見解をお伺いしたいです。</p> <p>使用機械の変更によって土工[舗装版とりこわし]における<math>L_{A5}</math>値が予測値を超え、勧告基準ぎりぎりまで高くなっています。可能であれば予測時に想定した機械を使用するなどして、騒音の抑制に努めて下さい。また、舗装工[敷均し・転圧]における<math>L_{A5}</math>値は予測値どおりですが、勧告基準ぎりぎりです。こちらも、可能な限り騒音の抑制に努めて下さい。</p> |
|       |      | <p>今回は暫定供用のために仮舗装とはいえ、一般の道路用と同じ厚みのある舗装をしていた関係で、予測時の想定していた粉塵飛散防止用の薄い仮舗装と異なり、通常は新設道路工事では使わない切削機を使用せざるを得ない状況となりました。</p> <p>施工機械は工事の目的や現場条件に応じて自ずと決まってしまう場合が多いのですが、アセスや関係法令の趣旨に鑑み、できるだけ騒音に配慮した施工機械を選定するよう努めてまいります。</p>  |

■変更届

事業名：江東区有明北3-1地区開発計画

事業者名：住友不動産株式会社

| 項目    | 助言事項   | 事業者回答  |
|-------|--|--|
| 騒音・振動 | <p>1</p> <p>計画変更によって工事の中断期間が10年を超え、全体としての工期が大幅に延長されます。騒音・振動の面で大きな影響は無いようですが、周辺住民への心理的影響（イライラ感などの心理的ストレス）が生じる可能性がありますので、十分な配慮を心がけて下さい。</p>  | <p>周辺住民に対しては、3-1-C 街区暫定施設の工事開始前に、計画や工事工程の変更等についての説明や連絡窓口の周知を行うこと等により、十分な配慮を心がけた対応を行っています。</p>  |
| 廃棄物   | <p>1</p> <p>評価のところで「若干増加」という表現を使っておられます。3-1-C 街区暫定施設の分増え、割合にしては全体の1～2%ですが、これは事業規模が大きいためとも考えられます。建設発生土は8,563m<sup>3</sup>、建設汚泥は2,600m<sup>3</sup>の増加です。どのように再利用、再資源化するかわかりませんが、仮に10トン車で搬出することを考えると1,000台を超える台数になり、土工事を行う3か月のうちに搬出すると考えると、若干という表現を使うことが妥当か疑問を感じます。</p> | <p>廃棄物の増加分は全体の1～2%となります。今回の変更により、暫定施設土工事の3ヶ月の間に増加分の発生土、汚泥の9割が搬出されることを想定しておりますが、仮に3か月の間に1,000台の車両で搬出したとした場合、1日当たり16台程度となり、同期間の日当たりのピーク車両台数の1割以下となる見込みです。また、同期間の日当たりのピーク車両台数は、本事業での工事用車両のピーク台数（29ヶ月目980台）の5割未満であり、工事用車両の走行に伴う大気汚染や騒音・振動への影響も小さいと考えます。</p> <p>なお、工事用車両につきましては、出来る限り平準化するよう努めます。</p> |



■変更届

事業名：都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大井町間）事業

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

| 項目  | 助言事項   | 事業者回答  |
|-----|--|--|
| 地盤  | <p>1 「道路(地表式又は掘割式、地下式)及び換気所の存在に係る地盤沈下」の予測結果(22ページ)について、予測地域と地点を明示すべきです。</p> <p>「掘削工事、トンネル工事の実施に係る地盤沈下」の予測結果(24ページ)について、参照とする予測結果の期間の説明が異なります。異なる場合は参照することは不適切ですので、同じである場合はその旨を記載すべきです。また、評価結果(24ページ)について、地下水位は保全される、20mm以内に収まると断定されていますが、これらが予測と分かるように文章を修正すべきです。</p>  | <p>いただいた助言を踏まえ環境局と相談した上で、修正について検討したいと思います。</p> |
| 水循環 | <p>1 本説明では評価対象が曖昧であるため、図6.4.1-1に予測範囲と表6.4.1-1の予測地点が明示されるべきです。さらに、除外する「深層地下水(東久留米層)」だけでなく、対象とする浅層地下水、深層地下水の定義も明示されるべきです。</p> <p>予測結果(17ページ)について、解析結果(シミュレーション結果)の妥当性の評価が示されていません。モデルや境界条件が変更されているため、改めて妥当とする根拠を記載すべきです。また、本事業による水位変化の値が小さくとも、渇水期などの時期により水循環への影響が異なることが考えられます。特に浅層地下水の水位は季節変動が大きいことが想定されますので、予測結果を示す場合には低水位期における影響について説明が必要です。</p> <p>「掘削工事、トンネル工事の実施に係る地下水の水位及び水質予測結果」の予測結果(21ページ)について、表/図6.4.1-1を根拠としていますが、期間の説明が異なっており、対象期間は同等であるか疑念があります。同じである場合は、その旨を記載すべきです。</p> |  |

## 10月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年10月30日

### ■事後調査報告書

事業名：虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）

事業者名：虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

| 項目    | 助言事項 |   | 委員   |
|-------|------|---|------|
| 大気汚染  | 1    | 街中で隣接する住居・施設も多く工事に対する心配りが求められています。土埃の多い解体作業は終了しましたが、今後も特に風の強い日・乾燥する日など対策をおこたらず進めていただければと思います。   | 森川委員 |
| 騒音・振動 | 1    | 図1-2を見ると、事業区域内の場所によって使用されている建設機械の種類に偏りがあります。測定地点が1か所だけなので、場所によって騒音・振動の状況が異なっても、それを把握できない懸念があるように思います。騒音・振動ともに予測より低い結果にもかかわらず苦情が30件あったことを考え合わせると、測定地点を増やすことなどを検討し、苦情を減らすための適切な対応を取るべきではないでしょうか。  | 高橋委員 |
|       | 2    | 測定結果は予測結果に比べて低いレベルに抑えられているにもかかわらず、苦情の件数が非常に多い。苦情が寄せられるエリアはどこで、どの作業に対する苦情か等、詳細を把握して対策をとっていただきたい。「準備作業と思われるが、工事が始まる前も工事に関わる音が出ているのは困る。」「昼休みに工事作業を行っている。」等の苦情は、周辺住民との信頼関係を損ねる可能性があるため、地域に十分配慮した工事を心掛けてほしい。また、「うるさい工事はどんな工事、いつまで続くのか教えてほしい。」等の苦情が寄せられないよう、周辺住民とのコミュニケーションは常に心掛けていただきたい。 | 坂本委員 |
| 全般    | 1    | 麻布小学校と麻布幼稚園には定期的に工事内容の説明を行っているという記載がありましたが、周辺自治会などにも行っていると思われます。苦情への対応が対処療法的に読めますので、事前に十分な説明を行うと共に懸念事項を積極的に聞き取るなどして未然に防ぐ取組を行っていただきたいと考えます。  | 池本委員 |

■事後調査報告書

事業名：豊洲新市場建設事業（千客万来施設の工事の施行中その1）

事業者名：東京都

| 項目  | 助言事項 |   | 委員   |
|-----|------|---|------|
| 廃棄物 | 1    | <p>p. 7の場外マルシェ（暫定施設）建設工事についての建設発生土の排出量を示す表 3-1 では建設発生土の排出量 319,800m<sup>3</sup>と記載されていますが、p. 11 では「場外マルシェ建設工事においては建設発生土の排出はなかった。」と記載されており、矛盾するように読めますがどう理解すればよいのでしょうか。</p>  | 池本委員 |
|     | 2    | <p>環境負荷を考慮しながら排出抑制に努めていただきたいと思いますと考えます。また、再利用・再資源化率の予測値については、積み上げで算出されたものではなく目標として宣言したものだと思います。やむを得ない理由で達成できない事情は分かりますが、その主張ばかりが目立ち、達成に向けた（トータルでの環境負荷を考慮した上での）取組について、評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討の文章内で記載したほうがよいと考えます。</p> |      |